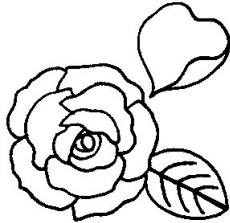




学校だより

第98号 平成27年4月27日



平成27年度の学校目標について

学校長 桐山直人

平成27年度が始まりました。授業や行事が順調に進んでいます。さて、すでに保護者懇談会でお知らせしましたが、学校目標について改めて解説を加えてお知らせします。次の5つの目標を立てて、学校運営を進めます。

①「自立と社会参加」に向け、小学部から高等部を通した系統性・発展性のある教育課程の内容構成に基づく授業の改善

→教育課程とは教育計画のことで、具体的には時間割り表、個別教育計画のことです。授業参観や面談において、学年進行に伴って学習の積み上げを感じ取っていただけるようにします。

②一人ひとりの障害や発達、環境の把握による合理的配慮を含めた教育支援

→合理的配慮は「障害者の権利に関する条約」で定義しています。大きく要約すると、特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにすること、と言えます。それを実現するために、教材や指導法等の環境整備を行います。

③「キャリア教育」の視点による長期展望を基に、各学部段階の関係性を押さえた教育指導の充実

→キャリアとは、将来にわたって担っていく役割のことで、その育成のために「人間関係形成」「情報活用」「将来設計」「意思決定」の各能力を伸ばしていきます。

④地域との多様なつながりを継続拡充し、支援教育のセンター機能によるインクルーシブ社会形成の推進

→インクルーシブ社会とは、障害のある者と障害のない者が共に暮らす社会のことです。地域の学校で学ぶ障害のある児童生徒への支援を行うことも我校の役割と考え、支援を進めます。

⑤保護者・地域への情報発信に努め、円滑な連携・協働を拡充し、信頼を得られる学校運営

→ホームページ他広報により、学校のことを知ってもらえるようにします。



年末の学校評価でご意見を伺います。どうぞよろしくお願ひします。

「合理的配慮」（障害者の権利に関する条約の定義）

障害者が他の者と平等にすべての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。

